

埼玉弁護士会 「消費者問題対策委員会」 からの講師派遣のご案内

18歳から大人に ～成年年齢引下げと消費者保護

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

そして、実際に、多くの10代の若者がSNS等を通じて詐欺などの消費者被害に遭っています。

自分や家族が被害に遭わないように、消費者トラブルの「予防法」と、トラブルに遭った場合の「対処法」を、弁護士と一緒に確認してみましょう！

1 講義内容

実際の消費者トラブル（一般的な詐欺の手口や、近年のSNSサイトを通じた勧誘の手口、インターネットショッピングの危険性等）を学んだ上で、被害に遭わないための注意点や被害に遭ってしまった場合の対処法（適切な相談先や未成年取消し・クーリングオフの方法）を学んでいきます。

特に、SNS等によって若者の被害が急増している点について、予防法を一緒に考えていきます！

2 対象者

小学生から大学生までひろく対象にしています。

オンライン対応も含め、講義の内容や方法については柔軟に対応いたしますので、遠慮なくご相談ください！

【お問い合わせ先】 埼玉弁護士会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-7-20 ☎048-863-5255